平成２４年（フ）第１４３１号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目５番３号　パークハイム弐番館201
債務者　武内タカ子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８１７号
東京都江東区大島４丁目11－６
債務者　高山英則こと　高　　英培
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５号
新潟県燕市粟生津56番地
債務者　鈴木　斉哉
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
新潟市江南区木津５丁目１番20号
債務者　石井　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０１号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ４棟103号、従前の住所兵庫県三田市西相野587番地36
債務者　高谷　秀希
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　彩子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２００号
函館市湯浜町14番３－715号
債務者　民部田貴子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
函館市柏木町１番69号
債務者　加藤　良暁
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４号
埼玉県新座市大和田５丁目２番23号　ゴールドコースト北101号室、旧住所埼玉県新座市北野２丁目７番41号　北野ベリーハイツＢ202号室
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
埼玉県川口市大字安行領根岸322番地の４　イマージュ鳥海102
債務者　佐藤　忠夫
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３５号
埼玉県上尾市愛宕１丁目３番９号　須賀ハイツ102
債務者　稲葉　　学
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８８号
さいたま市緑区東浦和７丁目32番地10
債務者　飯野　彩乃（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９０号
埼玉県朝霞市三原３丁目１番45号　第１桑原コーポ304
債務者　徳竹　　修
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地64棟506号
債務者　大久保　龍
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４４３号
埼玉県入間市大字上谷ケ貫608番地４　スカイバレー202
債務者　七五三掛麻衣
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５５号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮
債務者　飯島　　純
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部